

平成 30 年
第 12 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 12 月 27 日（月） 午後 2 時 30 分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

7 番 田中 司 6 番 東 鈴子 8 番 君野 潤二

10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 2 人）

9 番 松村 孝徳 16 番 永山 明美

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 74 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 75 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 76 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 77 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見
聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 78 号 遊休農地の非農地判断について

○ 日程第 10 議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利
用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 11 議案第 80 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について

- 日程第 12 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 中村 信介 松元 久美

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 30 分

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。松村 委員・永山 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 30 年第 12 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 218 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立

ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により20番 月野 委員、2番 今市 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日12月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3筆からになります。今回、農用地利用集積計画の合意解約による通知事案ですが、22件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんほかの申し入れです。解約の主導は貸し人主導によるものが2件、借り人主導によるものが6件、中間管理事業への載せ替えが14件となっております。地目ごとの内訳は田が8筆4,022㎡、畑が56筆116,924㎡となります。地域別では、潁娃12件、知覧1件、川辺9件となっております。続きまして、農地法第18条第6項による通知事案は1件の合意解約がなされました。内容は賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇の申し入れです。解約の主導は中間管理事業への載せ替えが1件となっております。地目の内訳は畑が2筆の3,823㎡で、潁娃地域1件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは資料は11頁からになります。今回認定されたのは1件です。再認定が7件あります。今回新規で認定されたのは颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、妻と2人で甘藷2.6ha オクラ0.1haの経営を行っていましたが、将来的には後継者も帰ってくる予定もあるので、規模の拡大と秋冬野菜（キャベツ）の作付に取り組み、経営の安定と所得の増加に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

なお、再認定については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5議案第74号農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは農地所有適格法人の承認について説明いたします。16頁です。今回は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましてはお茶の生産・加工及び販売等で、会社設立は平成18年4月、構成員は6人となっています。資本金の額は320万円で、経営面積が170,305㎡になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については有限会社です。「構成員要件」については出資者6人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については農業の経営及び農産物の生産・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 74 号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 74 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 6 議案第 75 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について説明いたします。23 号からになります。今回の申請は所有権移転 9 件になります。譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請であります。内訳は田が 1 筆で 991 m²、畑が 15 筆で 27,098 m²、合計 16 筆 28,089 m²となっています。理由は 1 番・9 番が規模拡大、2 番が弟、3 番が義理の子、6 番が親からの受贈、4 番・5 番・7 番・8 番が相手方の要望となっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり田が 101,000 円、畑が 199,000 円から 1,600,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 3 件、知覧 4 件、川辺が 2 件でございます。また、法第 3 条第 2 項各号の判断については 25～29 号の調査書、30 号の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。
以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが、所有権移転の 1 番については粟ヶ窪委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 75 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、所有権移

転の審議番号 1 番を除く 8 件について申請どおり許可することにご異議
ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 75 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、
所有権移転の審議番号 1 番を除く 8 件について申請どおり許可すること
に決定いたします。

議 長 引き続き、議案第 75 号の内議事参与の制限に該当する案件について
審議を行います。栗ヶ窪 委員の退室を求めます。
(栗ヶ窪 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 75 号のうち、議事参与の制限に該当する案件の審議番号 1 番につ
いては、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 75 号の内議事参与の制限に該当
する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
栗ヶ窪 委員の入室を許可いたします。
(栗ヶ窪 委員 入室)

議 長 栗ヶ窪 委員に報告いたします。議案第 75 号農地法第 3 条許可申請に
対する許可申請の内議事参与の制限に該当する案件については申請どお
り適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 7 議案第 76 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可決定について
を議題といたします。まず、調査委員の報告を求めます。

下之門委員 32 ページ、審議番号 1 番です。申請人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんで

す。申請地は川辺町〇〇畑の 924 m²です。申請人は知り合いの業者への資材等の置場を確保しようとするものです。なお、使用貸借契約書も添付されております。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇km の〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の 33・34 頁の地図をご覧ください。申請地の北側と南側は宅地に、南側は道路に、東側は畑に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐はありません。このことから、資材等置場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4 条の補足説明いたします。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、資材置場への転用はやむを得ないと判断するところです。

 以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 76 号 農地法第 4 条申請に対する許可決定に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 76 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 77 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって調査委員の報告をお願いします。

栗ヶ窪委員

36 号，審議番号 1 番です。譲受人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は潁娃町〇〇，畑の 844 m²です。申請人は役員を務める法人である石油店を営んでおり，既設駐車場が手狭になってきたことや場所が分散し利便性が悪いことから，申請地を譲り受けて，駐車場及び重機置場として確保しようとするものです。なお，使用貸借契約書も添付されております。申請地は潁娃庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の 38～40 号の地図をご覧ください。申請地の東側は県道に，北側と西側は水路に，南側は宅地に接しています。現状のままで利用し，既設水路側にブロック塀を設けるので土砂流出等の恐れはなく，危険防止のためフェンスも設置する。雨水は自然流下し，日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから，駐車場及び重機置場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

宮原俊郎委員

36 号，審議番号 2 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇他 1 筆，畑の 1,058 m²です。申請人は現在借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請面積が 500 m²を超えていますが，住宅敷地面積は 471 m²の求積図が添付されています。また，申請人は父と肉屋を営んでおり，父子ともにゴルフが趣味で，肉屋を利用しているお客さんとゴルフコンペも年 1 回開催，趣味を通して親交を図るため，申請地を譲り受けて，ゴルフ練習場を設置しようとするものです。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の 41～43 号の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地と山林と畑に，西側は宅地に，南側は畑に，東側は道路に接しています。若干の切土盛土を行い，既存ブロックの無い一部にブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく，雨水はため枡を設け水路へ放流し，汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから，一般住宅及びゴルフ練習場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号 3 番です。譲受人が東京都台東区の〇〇〇〇です。譲渡人が鹿児島市の〇〇〇〇さん，川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は川辺町〇〇他 1 筆，畑の 1,284 m²です。申請人は太陽光発電事業を営んでおり，日当たりが良く太陽光発電に適していることから，申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の 44～46 号の地図をご覧ください。申請地の北側は田に，西側は墓地に，南側は宅地と畑に，東側は畑と道路に接しています。若干の切土盛土を行い，のり面保護，防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく，雨水は水路へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設

けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光設置への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、37 号、審議番号4番と5番は譲受人が同じなので合せて報告致します。譲受人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんと神奈川県横浜市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇畑の196 m²と〇〇畑の340 m²です。申請人は現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の47～52 号の地図をご覧ください。2申請地の西側と南側は宅地と畑に、東側は畑に、北側は道路に接しています。若干の切土盛土を行うが、土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枒を設け水路へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから一般住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

下之門委員

審議番号6番です。譲受人が鹿児島市の〇〇〇〇です。譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇〇さん他22名です。申請地は川辺町〇〇他44筆、畑が43筆の38,322 m²田が2筆の1,128 m²計45筆の39,450 m²です。申請人は太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の53～58 号の地図をご覧ください。若干の切土盛土を行い、防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枒と調整池を設け水路へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

菊永委員

59 号、使用貸借権設定の審議番号1番について報告いたします。借人が源助町〇〇の〇〇〇〇〇です。貸人が源助町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は源助町〇〇畑の152 m²です。申請人は申請地を借り受けて、庫裡を建築するための一時的に通路を確保しようとするものです。申請地は源助庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の60・61 号の地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側と東側は宅地に、南側は宅地見込み畑に接しています。現状はすでに整備され始末書も添付されており、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下し、日照・通風等については被害の影響を及ぼす恐れはありません。建築工事完了後は、農地として復元することで誓約書が添付されています。このことから、通路への一時転用はやむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。一般基準の資力及び信用ですが、5条申請のすべてにおいて、添付された書類で確認ができていますので適当であると判断します。36 ㉔、審議番号1番2番の立地基準は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、「第3種農地」の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番から6番の立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、3番6番は排水協議、4番5番は下水道協議、3番は文化財協議を済ませており、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。なお、6番については、農地が3,000㎡を超えていますので県常設審議委員会へ意見聴取となります。

次に、52 ㉔の使用貸借権、審議番号1番の立地基準ですが、300m以内に〇〇駅の施設があるため、「第3種農地」の「300m以内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、通路への一時転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。

ご審議方宜しくお願い致します。

議 長

只今調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員

審議番号6番について以前他の事業との関係そして地域住民からの反対意見があったのではと記憶しているのですが、いかがでしょうか。

事務局長

おっしゃる通りでございます。前回の申請は諸般の事情で一旦取り下げられております。今回シラス対策事業の受益地部分を除いて申請するという事が第一点、そして次に周辺地域住民のすべての同意を得たという事で今回申請に至ったものでございます。

吉崎委員

解りました。

議 長

他に有りませんか。

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 77 号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件について

は、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 77 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 78 号 遊休農地の非農地判定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 議案資料の 63 頁からになります。

非農地判定については、これまで「非農地証明願」等による申請に基づき、農地法施行以前からの非農地だったか、災害等による改廃農地なのかを現地調査を踏まえ「農地」であるか否かを判断し、総会の決議により判定し申請者へ通知をしてきました。

平成 21 年の農地法の一部改正に伴う「農地法の運用について」という農林水産省経営局長通知により農地利用状況調査において判明した遊休農地は当該年度内において「農地」であるか否かの判定をして農地台帳の整備を進めることとされております。

今回判定をお願いする案件につきましては、川辺町〇〇地区で進められております太陽光発電施設設置予定地区の周辺において、登記地目「畑」等の農地ではありますが現況「山林」、「原野」等の農地に該当しない土地が存在するため、当該対象地の農地区分の判断に支障をきたしております。

去る 12 月 18 日会長と今市職務代理に同行いただき現地調査をいたしました結果、運用通知第 3 の 1 の (3) のウ及び第 4 の規定に基づき議案資料 63～71 頁の農地につきまして「農地」に該当しないと判断しましたので、委員の皆様へ報告申し上げますと共に農地であるか否かの判定をお願いいたします。

議 長 只今の案件について質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 先ほど質問した審議番号 6 番と今回の字の〇〇というのですか、ここの部分には重複は無いでしょうか。

農地係長 隣接していますが、重複はありません。

梶山委員 ここについて、先ほどの関係事業者からの働きかけで非農地にしたのでしょうか。

議 長 暫く休憩を致します。

議 長 再開いたします。

事務局長 先ほどの件については、申請のあった農地に対する農地区分を正確に判断するため、周辺の状況を調査・整理するものであり、事業者からの働きかけで非農地にしたものではありません。

議 長 他に有りませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 78 号に係る遊休農地の非農地判定についての案件については、事務局の説明通り『非農地』と判定することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 78 号に係る案件については、申請どおり非農地として承認することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。73 号からになります。先ず「所有権移転」についてです。譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇他 10 件であります。理由は全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が 6 筆の 3,637 m²、畑が 20 筆の 18,573 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a 当り 300,000 円～719,000 円で売買される予定です。地域別では、穎娃 7 件、知覧 2 件、川辺 2 件となっております。次に「賃貸借利用権」の設定であります。77 号からになります。利用権を設定する者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか 488 件になります。設定面積は田が 16 筆で 36,495 m²、畑が 845 筆で 1,032,578 m²の合計 901 筆の 1,069,073 m²になります。地域別では、穎娃が 210 件、知覧が 233 件、川辺が 46 件、合計 489 件となっております。次に「貸借利用権の転貸」であります。160 号からになります。

す。利用権を転貸する者は、〇〇〇〇、利用権の転貸を受ける者は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんになります。設定面積は、田が1筆で310㎡、地域別では川辺地域1件となっております。次に「使用貸借権設定」の設定であります。162筆からになります。利用権を設定する者は枕崎市の〇〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は枕崎市の〇〇〇〇〇他87件になります。設定面積は、田が26筆の14,873㎡、畑が511筆の873,377㎡で合計537筆、888,250㎡になります。地域別では、穎娃29件、知覧5件、川辺54件、合計88件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号1～3番については田中委員が10番11番については永山委員が、議事参与の制限に該当しますが永山委員から欠席届が出ていますので、永山委員の分を含む該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

今市委員 今回の案件で、中間管理機構の関係が多いようですが、我々が利用権設定を行っているのは、中間管理機構に寄せられないのでしょうか。

事務局長 中間管理事業につきましては農政課で所管していますが、現在中間管理事業は、重点推進地区を設けて推進を行っております。今回は重点地区の穎娃の〇〇地区や川辺の〇〇地区などの分が多く入っているようです。これは、2月からの権利移動のため1月中に機構で審査をする必要があるために今回多くなったようです。尚、現在委員の皆様をお願いしている利用権設定の案件についても、皆さんが農家の方にお話ししていただければ、中間管理に寄せ換えることも可能ですのでよろしくお願い致します。（中間管理の法改正について説明、推進をお願いする。）

議 長 他にはありませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第79号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定の番号1～3番を除く486件、賃貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 79 号の案件の内、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定の番号 1～3 番を除く 486 件、貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 79 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。田中 委員の退室を求めます。
(田中 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 1～3 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 79 号の内、賃貸借利用権設定の番号 1～3 番の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。田中 委員の入室を許可いたします。
(田中 委員 入室)

議 長 田中 委員に報告いたします。議案第 79 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 80 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 議案第 80 号について説明いたします。併せまして、〇〇入会林野整備組合

から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。この法律は、入会権を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第3条第2項の各号に該当しないか判断する必要があります。従来の農地法第3条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合組合長〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で、関係者数167名、筆数664筆の1,225,447.93㎡で、うち農地に関する部分が、関係者数84名、筆数242筆の119,448.80㎡(田91筆 35,599.80㎡、畑118筆 64,339㎡、樹園地33筆 19,510㎡)であります。この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議お願いしますが、下之門委員が、議事参与の制限に該当しますので、下之門委員の退室を求めます。
(下之門委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第80号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第80号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
下之門 委員の入室を許可いたします。
(下之門委員 入室)

議 長 下之門委員に報告いたします。議案第80号入会林野等に係る権利関係の近代化の

助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については申請通り適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農政係長 「貸したい」「借りたい」の進捗と本日の班会での協議を依頼。
同じく班会で年金の打合せ依頼（名簿の精査）。今後の日程等について説明。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 30 年第 12 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 16 時 30 分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 3番 _____

会議録署名委員 4番 _____

南九州市農業委員会事務協議会

- 1・農地の「貸したい」「借りたい」の進捗等協議
班ごとの進捗等を中心に今後の活動方針・今までの情報等の共有を行う。
- 2・農業者年金の、加入推進名簿の精査と、今後の活動方針を協議。

農政係長： 引き続き農地利用集積に関する協議及び農業者年金等に係る班会を開催いたします。

班 会

① 各班で、今後の「貸したい」「借りたい」のアンケート調査進捗の状況と今後の進め方について協議。

② 各班で年金加入推進について協議